

## 総論

# 働き方改革の 実現に向けた取組

国土交通省土地・建設産業局建設業課

## 1 はじめに

平成30年6月29日、第196回国会において、働き方改革関連法が成立し、建設業についても、労働基準法の改正法の施行（平成31年4月1日）の5年後から、時間外労働の上限規制を適用することとされました。国土交通省としても、これに先んじて5年の猶予期間においても建設業における働き方改革を進めるべく、関係省庁と連携し、様々な取組を進めてまいりました。

本稿では、国土交通省におけるその後の取組について説明します。

## 2 建設業就業者における労働時間の実態

建設業は、我が国の経済成長を牽引する「基幹産業」であり、地域の暮らしの安全・安心を支える「守り手」でもあります。建設業就業者数は約500万人に及びますが、こうした建設業就業者の2017年度の年間の実労働時間の平均は、2,054時間であり、全産業の平均（1,720時間）と比べて300時間以上長く、製造業と比べても約100時間長い状況となっております。また、他産業ではここ10年ほどの間で労働時間の短縮が進んできている中、建設業は横ばいで推移しており、長時間労働となっている現状にあります。

次に、年間の出勤日数について見ると、建設業は年

間252日であり、全産業の平均（222日）や製造業（234日）と比べても高い水準にあります（図-1）。

## 3 関係省庁連絡会議の動き

先ほど述べたように、建設業においては、他産業ではあたりまえとなっている週休2日の確保が十分でないなどの理由から長時間労働となっている傾向にあり、改正労働基準法適用までの5年間においても、労働時間短縮に向けた取組を強力に推進する必要があります。

そのため、平成29年3月に働き方改革実現会議にて決定された「働き方改革実行計画」を踏まえ、同年6月に、野上内閣官房副長官を議長とし、直轄発注を行っている省庁、民間発注者団体を所管している省庁等で構成される「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を立ち上げ、長時間労働の是正に向けた検討を開始しました。

第1回関係省庁連絡会議（平成29年6月29日）においては、国土交通省発注工事での取組として、施工時期の平準化、週休2日モデル工事、施工のICT化などの取組を紹介し、第2回関係省庁連絡会議（同年8月28日）においては、受発注者が相互の理解と協力のもとに取り組むべき事項をまとめた指針として「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（以下、ガイドライン）が策定されました。このガイドラインの策定

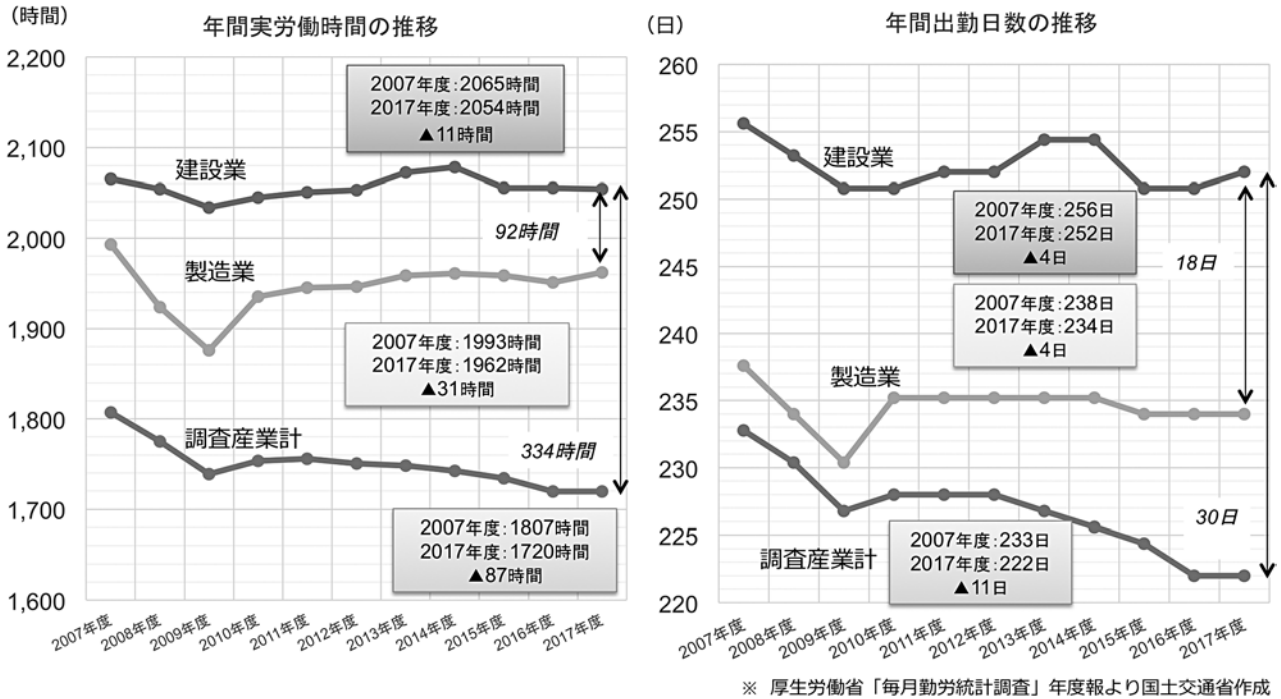


図-1 実労働時間および出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

を踏まえた各省庁の働き方改革への取組内容が第3回関係省庁連絡会議（平成30年2月20日）で共有されました。この会議においては、野上副長官より公共発注工事における週休2日工事の浸透に向けた取組や、民間発注においても公共工事設計労務単価の活用等を働きかけるとともに、ガイドラインの改訂に向け、省庁横断的な検討・調整に着手し、関連する制度の改正など中長期的な視点に立った検討を行うよう指示がなされました。

こうした中、7月2日には第4回関係省庁連絡会議が開催され、昨年8月に策定されたガイドラインを改訂しました。

各会議の資料等については以下のURL（首相官邸のWebサイト内）に掲載されております。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hatarakikata/>

#### 4 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」について

本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力のもとに取り組むべき事項を、指針（手引き）としてとりまとめたものであり、本ガイドラインに沿った適正な工期設定等に向けた取組が推進されることは、建設業が魅

力的な産業として将来にわたって担い手を確保していくことにより、最終的には我が国国民の利益にもつながるものです（図-2）。

また、今後もガイドラインの改訂に向けて、中小企業の声もとり入れてまいります。

平成30年7月改訂のガイドラインの主な改訂のポイントは以下のとおりです。

##### ①民間工事の業種ごとに考慮すべき重要事項

民間工事の分野別連絡会議（住宅・不動産、鉄道、電力、ガス）における議論の成果の第一段階として、民間工事の受発注者双方が考慮すべき業種ごとの重要事項を例示し、適正な工期に関する協議を行うことを推奨。

##### ②週休2日工事の普及拡大

建設工事従事者の週休2日の導入が進むよう、国交省直轄工事の例を参考紹介しつつ、

- ・ 公共工事において、週休2日工事の導入や件数拡大、労務費等の割増補正分の請負代金への反映
- ・ 民間工事においても、受注者からの説明等を踏まえた、適正な請負代金による契約締結について明記。